

令和元年度 第1回 千葉県特別支援教育研究推進会議 議事録（要旨）

- 1 日 時 令和元年7月11日（木） 13:30～16:30
- 2 場 所 千葉県教育会館本館304会議室
- 3 議 題 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画について
- 4 配付資料 資料1～8
- 5 出席者 委員10名、事務局：6名
- 6 傍聴者 3名

<議事>

[取組Ⅰについて] *****

- 委員：取組Ⅰ－「1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実」の取組の効果にある総合教育センター特別支援教育部の幼児版研修用CDとあるのはなにか？動画か？
- 事務局：文書データである。
- 委員：取組Ⅰ－「2 適切な就学相談支援の充実」の個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、どれくらいの内容の項目か？具体例があれば教えてほしい。幼稚園というよりも小学校・中学校・高等学校・卒業後までであるとイメージしているが、幼稚園に対しては平均的にこれくらい書いてあるというものを教えていただきたい。それによってどれくらい手間がかかるか。
- 事務局：個別の教育支援計画については、県でモデルは示しているが、市町村で様式を定めて使っていると思う。個別の教育支援計画には、医療・福祉など様々な関係機関とのつながりがわかる項目や保護者の願いなど長期にわたって個別の教育支援計画が使われていくものとなる。
- 委員：サポートファイルをあちこちで作成され、配られているが、幼稚園の時代に作り始め、それで先生の教育をしたという理解でよいか。
- 事務局：サポートファイルは、市町村で配る取組なので、その中に個別の教育支援計画のような内容があれば活用できると思われる。
- 委員：個別の指導計画は、イメージとして紙1枚程度のものか。
- 事務局：園によってさまざまだと思うが、園の指導内容、園の教育課程の内容に合わせて個別の指導計画が書かれているものと思われる。何かこうしたほうが良いというご意見があるか。
- 委員：次に個別の教育支援計画の作成率についてだが、幼稚園の園児は何人で、対象園児は何人ということは把握しているか。
- 事務局：園児の数は、把握している。
- 委員：対象となるのは全員か。個別の指導計画の対象となるのは全員ではないと思われるが。
- 事務局：全員ではない。特別な支援を必要とする子どもである。
- 委員：どちらも増えているのか？
- 事務局：増えていると思う。
- 委員：県全体の母集団があり、○/□（何分の何）というのがあるはず。
- 事務局：公・私立幼稚園で、昨年度公立幼稚園で約6,000人位、私立幼稚園は70,000人位。このうち作成しなければならない園児の数は把握していない。

小・中学校では、特別支援学級や通教による指導に在籍する児童生徒については、作成しなければならないということがあるが、幼稚園については、作成しなければならないということではないので幼稚園の判断によるので、正確な数字は把握していない。

- 委員：幼稚園の割合（作成率）は分かっているけど、園児全体は分からないということか。幼稚園の数が母集団で、幼稚園で作成している作成率ということか。作成率の分子と分母は何か？
- 事務局：幼稚園の数である。
- 委員：分母は園の数ということですね。
- 委員：以前も課題となっていたと思うが、個別の教育支援計画の作成について公立 6,000 人、私立 70,000 人ということだが、私立なので介入は難しいということではあるが、課題のところでは、いかにそこを広げていくかということに記載しないと、課題に対応していないように見える。取組の状況欄にある課題で、多くを占める私立にいかん普及していくかを課題意識として持った方が良いのではないか。できる・できない、方策は別として、そうしないと小学校に就学した時にいろんなことが起きる。70,000 人がやっていないが、6,000 人はやっている。70 対 6 という状況だと、計画として進めているというのはどうか。できる・できない、やる・やらないではなく、課題として取り上げることは必要ではないか。
- 委員：取組Ⅰ－「2 適切な就学の相談支援の充実」の取組の効果の中での今後の課題として、これは県の取組なので、当然公立が中心となるが、私立についても課題として認識しているという書きぶりの検討をするとよいのではないか。
- 委員：幼稚園をベースにするとやりづらいので、小学校の入学時に個別の教育支援計画の作成率を取れるかという視点で、発信していけばよいのではないか。小学校は、市町村単位ではないか。要は小学校の先生側からは、就学してきた時に困るので。それをなくすために、幼稚園で作成し、繋ごうという話ではないか。だから、70 には作成されてないが、6 の方は作成されているから支援を受けられるが、小学校から見たら残りの 70 に課題があると考えられるのではないか。
- 事務局：小学校側から見た作成率が重要ということか。
- 委員：そうである。
- 委員：公立と私立は難しいところではあるが、どのようにして特別な支援がある子どもの充実した支援を浸透させていくかは、県全体の重要な課題として、書きぶりは難しいがこのことについて検討いただきたい。
- 委員：取組Ⅰ－「1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実」の取組の効果のところに紹介リーフレットを配布したとあるが、紹介リーフレットの配布は私立・公立は配布できたのではないか。
- 事務局：公立の幼稚園しか配布していない。
- 委員：そういう意味では、私立に配布することも大事ではないか。子どもが育つうえで女性が職業を持つことが多くなることによって、保育園というのも子どもを育てていく身としては見逃せない場所になる。文部科学省と厚生労働省で管轄が違う、対象とする内容が違うことは理解できるが、そういうことを知っていただいた方が良いという内容であれば、そういう紹介リーフレットを配布していくことは大事ではないか。集めて研修することは難しいと思うが、配ることはできると思う。
- 委員：紹介リーフレットを配布するということは、ものすごい数となり予算が必要となるが、電子版紹介リーフレットをホームページに掲載して、見られるようにすることはできない

か。できるだけ県の取組を浸透していくことはどうか。

- 事務局：ホームページに掲載はしているが、周知はなかなかできていない。
- 委員：せっかく作られたリーフレットが、分け隔てなく公立・私立からアクセスできるようにすることの対処をしてみてはどうか。
- 事務局：お知らせする方法を考えたい。
- 委員：取組Ⅰ-「1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実」の取組の効果の中で、課題のところに私立幼稚園にも繋がるような書きぶりを検討してはどうか。
- 委員：先ほど特別な支援を必要とする人たちが増えているかという話があったように思うが、そのことに関し、数字で見た時に、取組Ⅰ-1の教育相談の項目で28年度は8,140件とある。内訳は冊子20ページにあるグラフ6で就学前の相談件数は3,594件、29年度の相談件数は約1,000件増え、そのうち就学前の相談となると500件弱増えている。30年度になると相談件数全体は増えているが、就学前の件数は減っている。子どもと親のサポートセンターの欄も教育相談を見ると、それほど増えているとはいえず、むしろ29年度から30年度は減っている状況である。

この様にみると、はたして特別な支援を必要としている子どもが増えているということが言えるのかどうかきちんとまとめておく必要があるのではないか。29年度から30年度が減っていることを分析しているのであれば、そのことを示していただきたい。

- 事務局：ひとつは園児自体が減っていることがある。幼稚園とこども園のコーディネーター研修会が、今年が3年目となり相談が減ったかということも考えている。
市町村においても、相談ができる支援センターが整ってきていることも考えられる。
- 委員：支援機関のすそ野が広がったということが言えるのか。
- 事務局：コーディネーター研修会もほとんどのコーディネーターが県内から参加するので、そこで研修を重ねていく中で、相談を外に持ち掛けなくても園の中で解決できることも増えてきたのではないかと一つの成果と考えている。
- 委員：支援が必要な子どもたちは増えているという説明ができるかというのではないか。現場にいと支援が必要な子どもたちが増えているのではないかと感じるはあるが、それを数字で示されると良いと思う。

[取組Ⅱについて] *****

- 委員：取組Ⅱ-「2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進」の合理的配慮について、一般の生徒全体に広く周知しているか。そこで申し出のあった方に対して配慮するということがよいか。
- 事務局：そのとおりである。
- 委員：懸念しているのは、合理的配慮を合意形成するのに当たって、大変な作業になるので、保健の先生が配慮していないのではないか。その点が気になっている。特別支援学校卒業生のうち、年間4割が就職している状況の中で、就労した後の合理的配慮は若干違ってくる。配慮事項は環境によって変わってくるので、定期的に見直す必要がある。どれ位の頻度で見直して、どれ位本人との合意形成を進めているのか。要は、社会に出た時に、そこが受け入れられない方が結構いる。働いた時に、自己認識が十分でなくて、うまく配慮事項の整理がつかない。先生に対してはかなり周知されていると思うが、ご本人に対してアプローチをどのようにされているのか。また、障害のある方がたくさん集まっている職場

だと、ほかの障害に対する理解がない方がいる場合もある。聴覚障害と知的障害の方同士で軋轢があったりすることもある。事業主だけでなく、横並びの人も配慮が必要なので、学生時代に合理的配慮について学ぶことが重要である。学生へのアプローチもどのようにされているのか。今後の方針だと思うが、もし、今の現状と認識があれば教えていただきたい。

- 事務局：合理的配慮については、年度当初などに、校長から保護者や生徒に説明して、こういうことができるから、必要があれば申し出てほしいときちんと伝えている。あがってきたものについて、合意形成をしていく、という流れになっている。どういうタイミングで見直しを図っているかは、把握していない。障害のない方への障害理解については、そのような事業を行いながら、少しずつ浸透してきている。特に、高等学校においては、専門家を派遣して、まず先生方に周知をして、先生方から話をしてもらおうなどしている。高等学校でも障害のある方がいるので、その方をとおして、障害について、周りの生徒が理解していくということになる。
- 委員：平成28年に始まった取組なので、今できているかどうかというよりは、今後、どうしていくか。今をちゃんと検証しないと、何が足りていて、何が足りないのかわからない。我々が企業の担当者に合理的配慮について講習する時は、2時間半くらいかかる。足りないくらいだが、それくらいやらないと、知識としては配慮が必要なのはわかるが、具体的にどういうことなのか、何が必要なのか、思いが届かない。今のことではなくて、今後浸透させていく上で、何か方策が必要なのではないかということについて伺いたい。
- 事務局：社会に出る前の高等学校段階における障害者理解、特別支援教育については、これからは積極的に進めていかなければならないと考えている。県としては、2校ずつ研究指定をしており、少しずつの歩みではあるが進めており、その点は課題であると考えている。
- 委員：学齢内では学校が守ってくれるが、就労に向けた高等学園では、年間100名弱の生徒が社会に出て行く。就労移行支援事業所を通じた就職であれば本人を見守ることがあるが、そうでなければ、頼れるのが先生の見守りしかないが、先生は次年度の就労先を探すのが手一杯で、定着支援まで対応できていないのが現状。学校時代に本人の自己理解、働くにはどう自分を節制して、困ったときはSOSの声を挙げられるということ、あいさつだけでなく、重点的に教育していかないといけない。どうやって支援者にアプローチできるかによって自立した社会生活の継続が図れる。教員が合理的配慮を日々のこととして落とし込んで、困ったときだけでなく、自ら発信できるようにしてもらいたい。最後の砦である学校が、本人の弱いところを理解して、先へ申し送りできるか。今後は、教育現場だけで抱え込まず、福祉との連携が必要。放課後等デイサービスの利用が多い中で、その支援者との協力も必要となる。福祉との連携は小学部の頃から密にしていくことで、今後の合理的配慮の行く末にもつながる。特別支援学校でも不登校は増えている。そのあと、事業所に行っても続かない場合がある。合理的配慮を高めるためには福祉との連携が大事で、今後、福祉との連携を数値目標にしてもらいたい。
- 委員：厚生労働省と文部科学省が、トライアングルプロジェクトを進めている。福祉、家庭、学校がともに連携しながらやっていく事業。そのひとつとして、放課後の居場所づくりをどう考えていくかということで、放課後等デイサービスについて調査が入っている。調査内容としては、放課後等デイサービスを活用している子ども達を先生方はどのように把握しているか、放課後等デイサービスと学校はどのように連携しているか、放課後等デイサ

ービス活用のメリットは何か、放課後等デイサービスとの連携においてどのような課題があるか、という4つである。この取組の中に、放課後等デイサービスとの連携を入れられないかと考えている。北西部では、小学校も中学校も、特別支援学校並に活用されている。うちの学校でもお世話になっている子どもがおり、地方でも活用されている。この項目に入れられればと思っている。文部科学省の立場では、学習面をどのように放課後にサポートしていくか。生活面の活用であれば、学校と連携しながら家庭に着くまでにどうやってつないでいけるのか、ということを確認に調べられればと思っている。

- 委員：放課後等デイサービスは、補助金の面で、他の日中の施設サービスより、収入が良かったので、事業所が乱立してしまった。特別支援学校小学部に在籍する支援度の高い子どもを持つ保護者は、放課後等デイサービスがあることで、フルタイムで働くことができる。毎日違う放課後等デイサービスに行っている例もあって、子どもが疲弊してしまっている事例もある。それに親が気づけない。学校の先生と放課後等デイサービス事業所の連携がとれていないから、学校で見せている顔と放課後等デイサービス事業所でリラックスしている顔とちがっていることもある。どちらがその子の本来の顔なのかを教育現場も知るべきである。トライアングルプロジェクトは、すごいと思った。これがないと今後の特別支援教育を語れなくなってきている現状がある。
- 委員：今、そのようにやっているのであれば、先ほど話に出てきた保育園と幼稚園との関わりを入れていく必要がある。
- 委員：意外に保護者もいろいろ情報を得ている。未就学の頃から、放課後等デイサービス事業所がやっている療育施設と公立の療育の場とを週2～3日で使い分けしている方々もいる。この療育現場は、教育現場の先生方としては見過ごせないセクションになっている。ただし、連携はとれていない。
- 委員：それは課題ということだと思う。
- 委員：現状では特別支援学校の先生が、夏休みに午前中見学に行く位である。
- 委員：この項目のどこかに入っていけばいいかなど。
- 委員：取組Ⅱ-「3 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実」の今後の取組の方向性に、課題として入れたらよいか。
- 委員：特別支援教育課で作っていただいた「高等学校における『通級による指導』の手引き」は、具体的でわかりやすいもので、感謝している。定時制の全国校長会でもこの事例集を欲しいといわれたことがあった。しかし、県内高校の通級はまだ十分に浸透していない。コーディネーターは校内に複数いるが、毎年、校内でも担当者が替わることから、専門性を高めるというレベルにまでいっていない。授業を持つのが当たり前で、10数時間の授業もやって、部活動も担任もやって特別支援コーディネーターもやって、ということになっている。特別支援学校のコーディネーターは全然違って、授業を持たないでフリーの立場で、校外にも行くし校内の支援もコーディネートするというかたちになっている。特別支援コーディネーターをもっと活用できるような体制ができればよいが、現状では、教職員課の定数配置もそうっていないということを御理解いただかないと、基本的には進むのは難しいというのが現状である。今年、研究指定となっている4校は、いままで指定された学校とは特色がちがっているため、今後どうなるかはまだわからない状況である。
- 委員：その学校の進路状況はどうか。
- 委員：勉強が得意でない生徒も多く在籍しており、就職者も進学者もいるという俗に言う進

路多様校が含まれている。

- 委員：生徒はLD（学習障害）など自分には何らかの発達障害があるという理解をしないまま卒業してしまうという場合もあるのか。保護者においても。
- 委員：障害があるかどうかを決めつける訳にはいかない。生徒本人の中では、勉強が苦手、集中力があまりない、人と話すのが苦手、という感覚で入学している生徒は少なくないだろうと想像している。
- 委員：家庭との連携はどうか。
- 委員：家庭訪問や面談などを行い、丁寧に進路等を決めていると思うが、そこに一步踏み込めるかどうかは、慎重な対応が必要になる。あえて特別支援学校を選ばないで入学している一番大きな理由は、そこにある。
- 委員：その方が、道が開ける場合もある。道が開けないのは、自己理解のできないまま、そのまま社会に出て、事件に巻き込まれたり、事件を起こしたりする可能性もある。
- 委員：それを一番懸念している。できるだけ学校内でゆっくりと過ごしながら、少しでも社会性を身につけるよう教育相談的対応で繰り返し、身につくよう指導している。先ほどの合理的配慮についても、一年生を対象にしおりを配って丁寧に面談の中で説明している。
- 委員：医ケアの基礎研修は何を行うのか。吸引と経管栄養か。
- 事務局：基本研修は、これから医ケアに携わる予定の職員に対して、医療的ケアとは何か、ガイドライン等の基本的なことを学ぶ研修である。
- 委員：修了した人は、吸引してよいのか。
- 事務局：基本研修を受けた人でないと、次に進めない。
- 委員：みんなが吸引できるわけではないということか。
- 事務局：認定をされないとできない。

【取組Ⅲについて】*****

- 委員：スクールバスを増車しているところで、児童生徒の負担を軽くするという。一方で、1年生の時にはスクールバスが必要だったが、3年生の時には大丈夫になったということが計画の中に通学のことなどがどれくらい盛り込まれており、どれくらいの成果があるのか数字があれば教えてほしい。なければ感覚的にこんな取り組みをどの学校でもしているというレベルでもよいので教えてほしい。
- 事務局：スクールバスの件について、今後の取組と方向性で示しているが、高等部の生徒の実態、社会自立を考えた場合、公共交通機関等での通学ができる児童生徒を育てることが大きな課題といえる。その一方で、印象として特別支援学校の児童生徒数が平成18年度から10年間で1,497名と大幅に増えている。ということは、小学部・中学部の児童生徒はスクールバスを利用することになり、一部のところでは待機児童生徒や長時間乗車を解決するためにスクールバスを増車している。その一方では、A委員が話しているように自立の促進を図っている。一方、高等部生徒の中には、障害の重い生徒もいるので、高等部の生徒でも乗車できる配慮をしている。予算もあるが待機児童生徒や長時間乗車を減らすような形でスクールバスの増車を進めている。
- 委員：スクールバスで、取組の効果に長時間乗車は登校時が13名、下校時が5人減となっている。スクールバスを増車したが、登校時の長時間乗車人数が増えたというのは、児童生徒数が増えているということか。

- 事務局：基本的に児童生徒数が増えていることが言える。あとは距離がさほどでもないが、地域によっては、交通状況が混んでおり、時間的にかかってしまう状況がある。距離だけでなく、実際に乗車している時間が長時間とならないように、スクールバスの増車に努めている。
- 委員：スクールバスのシートの件で尋ねたい。補助シートの設置に当たっては、『あすなろシート』で、それ以外はダメです」ということなのか。
- 事務局：スクールバスのシートの件は、各学校でスクールバスの乗車または運行に関しての内規等を作成しているので、健康や安全面を配慮してそれぞれの学校で工夫しているところである。児童生徒の障害の状況や人数やコースということがあるので各学校で対応している状況である。
- 委員：毎日、長時間乗車している。肢体不自由の児童生徒にとっては、姿勢を保てないから車椅子に乗っている、座位を保持できないから座位保持シートに乗っているのに、スクールバスに関しては、その児童生徒に合ったカーシートを使えない場合がある。各自専用カーシートを設置する事は現在では難しい中、決められたカーシートしか使えず、学校によっては、体に合わないシートでスクールバスに乗らざるを得ない現状がある。もちろん一人一人に合わせて作ることは難しいかもしれないが、乗せる先生もそこまで対応できないこともわかるが、スクールバスに使うカーシートの種類の範囲が広がれば、側彎の心配をしなくても済む。シートに座れないからスクールバスをあきらめる保護者もいるので、県からアドバイスをしてほしい。
- 事務局：把握している範囲になるが、各学校でそれぞれスクールバスを担当する委員会や校務分掌があるが、そこに相談していただきたい。児童生徒の健康面や安全面を配慮したバス運営・運行となるので、担当する係等に相談していただき、可能となる方向性を探っていただきたい。
- 委員：児童生徒は毎日乗るわけだから、安全安心、快適で、できるだけ短い時間ということを引き続き検討をしていただくことを方向性と示していくことは大事なことと考える。増車しているが、もっと希望者が多いという現状だといえる。
- 事務局：できるだけ待機児童生徒がないようにしていくということが大きな課題と認識している。
- 委員：スクールバスの件で、特別支援学校から情報提供だが、本校では公共交通機関を利用して通学することを自力通学と言っているが、いきなり家から学校まで通うことは難しいので、小学部の高学年位から中学部にかけて、少しずつ自力ができる距離を伸ばしていくような取組をどこの特別支援学校でもしている。まずはお母さんにスクールバス停まで送ってもらって、スクールバス停で、一人で待つことができる。だんだんに家からバス停まで通えるようにしている。子ども一人一人の状態にもよるが、個々に状況を把握して取り組んでいるところである。
 B委員のご指摘については、学校によって状況が様々ある。そのことも踏まえて取組Ⅲ-「2 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備」の今後の取組の方向性の中で「医療上常時特別な配慮が必要な児童生徒を除き」とあるが、「あらゆる人が通学できるように」との文部科学省通知をふまえ、今後このまま使用してよいのか検討する必要があるのではないか。
- 委員：総合的な教育機能を有する特別支援学校を令和3年度に13校と数値を掲げているが、福祉の世界でもよく箱はできて人もいないというのが現状だが、教員の専門性、どうい

研修やどういう人材をピックアップしてそこに当てていくのか、一番の問題であると考え
る。教員のノウハウやスキルの継承についてどのように取り組むのか考えを聞かせてほし
い。

- 事務局：人事に関しては、いきなり来年からこの事業をしますから人事配置してくださいと
進めているのではない。平成33年度に、これを目指すので、こういう機能の準備をしてく
ださいということで、各校長先生にはそれに必要な人材を、教職員を担当する課と毎年話し
合いながら少しずつ異動や配置により、対応できる期間がある。根本的な問題として、東部
の方とか、南部の方とかという地域が多い。そういった地域には機能が必要だということで、
そういった地域が多い。そういった地域に、適切な教員が、必ずいるかということ、そこはな
かなか難しい。ある程度、5年間という見通しを立てた関係で少しずつやっていることと、
それから、研究指定を栄特別支援学校と矢切特別支援学校に研究指定をして、総合的な教育
機能を有する特別支援学校を作るための調査やシステムづくりをしていくという形で指定
をしているので、この学校については、研究という形で教育課程の内容や人のことも含めて
調査研究を進めてもらっている。
- 委員：「総合的な教育機能を有する」は、美しい言葉ではあるが、教員の専門性を備えるのは
大変なことであると思う。どこも人材不足、教員も20代以降はだんだん先細りになる。定
年を迎えられた教員は、まだまだ元気で再任用率は増えていると思う。自分の子の通う特別
支援学校でも、再任用の先生方が素晴らしい仕事をしている。そのような専門性の高い教員
の活用方法も今後必要になってくる。再任用の先生にも目を向けていただきたい。
- 事務局：教育委員会としても、それを願っている。

【取組Ⅳについて】*****

- 委員：取組Ⅳ－「1 キャリア教育と職業教育の充実」で、今、特別支援学校は職業教育、
就労支援という言葉が必ず最初に来ている。養護学校時代、福祉の方が措置の時代、学校
出るときに就職しなかった時代からおそらく、脈々と受け継がれてきている。就職するた
めに何をすればいいのかという考え方で、ずっときているのだと思うが、ずいぶん社会情
勢が変わってきているのではないかと個人的には思う。と言うのは、当時は学校を出ると
きに就職しなかったら、就職のチャンスがない。でも、今はたくさんあると思う。千葉県
内で150を超える事業所があり、就労継続支援A型やB型があり、そこからの就労者も平
成15年比べると今は11倍くらいになっている。という事を考えると本当にこのままでい
いのかと考えている。これは福祉との連携をどうしていくのかに繋がるが、一般に障害を
抜きにして、ハローワークの若年者の就労支援が40歳です。39歳までが若年と呼ばれて
就労支援の対象となっている時代に障害のある方だけが、なぜ18歳で就職を目指しましょ
うとなるのか。それに向けて教育するのは良いのだが、その進路選択しか意味がないとい
う流れではない。そうすると、保護者の中には高等部に進学すると就職をさせられるので、
外部の訓練プログラムに通わせるといった人もでてくる。そもそも教育を受けるという
選択からずれていると思う。特別支援学校から就職するのが、良いという価値観をどこか
で転換していかなければならない。おそらく教育が教育でなくなってしまうのではないかと
不安がある。高等部を出て就労された方は、そういうものだと思っているが、離職され
る方は、そこがまだ早すぎたのかなって考える。学生相手に私が話す時に、就職したい人
というみんな手を挙げる。聞くと、生活の為、何とかの為と答えるのだが、実感がない。

そんな中で、受け入れる社会がそれを許容する社会ではない。残念ながらそうでない。そんな中、先ほどの福祉との連携とか、卒業時の進路選択をもう少し多様な選択ができたらと感じた。

- 委員：社会情勢はどんどん変わってくるので、ますます多様な進路選択を可能にするための対応が必要になってくる。
- 委員：学校以外に別になれる時間があってもいいのではないかと思う。
- 委員：息子は、高等部卒業後、都内の事業所に通わせている。そこでは素晴らしい支援をしてくれているので、一生ここにいたいと言っている。そのくらい学校と違うことを高等部の先生方が把握してほしい。それを就労支援コーディネーターの先生のみならず、担任の先生が18歳以降に生徒がどういう社会に飛び込むのかという知識を身に付けて欲しい。夏休みに移行支援事業所や就労継続支援A型、B型に2週間でも3週間でもボランティアとして行くこともいい。わかってないからこの子にはどういうところが向くのかというところが進路の先生任せになってしまう。親がその子のスキルを度外視して、事業所でなくて一般就労と言ったために、夏季は50度くらいになる職場で5分働いたら休憩の繰り返しで、2年働いたら離職という場合もある。親を説得できるくらい進路の指導ができる先生を専門に教育委員会として採用してもいいと思う。なかなか教育領域の人がすぐに進路指導するのは難しい。就労現場、福祉を熟知している先生が必要となる。大切なのは就職率、就労率ではない。定着率である。先生方も理解して欲しい。
- 委員：一人一人のお子さんにとって豊かな生活になることをどう描くかがすごく大事だと思う。先ほどA委員から指摘があったように、確かに豊かな生活イコール就労というのは、考え方を変えていく必要がある。実状としては、特別支援学校ではすべてが就労ということではない。4割で就職というのは専門学科を入れた数で、本校では去年30人が高等部を卒業して、一般就労は8人だった。あとは、就労継続支援A型、B型、施設利用となっている。
- 委員：本人が、自己決定ができる素地がない中で決定することが問題であると思う。
- 委員：そのところは確におっしゃる通りかもしれない。相談の仕方だとか、意見の言い方などをちゃんと勉強しているのかということ、そこは必要なかもしれない。
- 委員：特別支援学校の専門学科等の就職率は8割ぐらいでかなり高い。そんなに自分のことを理解している人がたくさんいるのかということ、そのようには考えられない。知的障害で療育手帳を持っている子どもたちのことを考えると、その子たちはもっといろいろな経験をして就労してもいいのではないかと考える。国の政策としては納税者を増やすことで正しいのかもしれない。ただし、本人にとって何がベストなのかということを十分に考える必要がある。保護者の中にはこれで就職も安泰だって考える人もいるかもしれないが。
- 委員：取組IV-「3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築」で、高等部卒業生の就職率のところに1年後、2年後、3年後の定着率を入れる必要があると思う。5年ぐらいの定着率、離職率を入れて欲しい。
- 委員：10年位前から言っているが、就職率を卒業時に絞らなくてもいい。3年プラス2年で評価すべきである。
- 事務局：国の調査と比較するときに現在の数値が必要となる。ただし、別に数値を持つておくのは良い。
- 委員：とても大きな課題であるので、書きぶりを検討してほしい。

- 委員：取組Ⅳ-「3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築」について、求人票全部見たが、求人となっていないものもある。障害者を雇って一緒にやっというとなっていて、全くそれに沿っていない。
- 委員：判を押したようにみんな同じ書きぶりであった。受け入れのための体制をしっかりと整えることをやらなければいけない。前向きな雇用になっていないものがある。
- 委員：取組Ⅳ-「4 障害者への学びの支援」では、ここに書かれていることについては、生涯学習課が主管していることになる。障害者の生涯学習ということで学び続けることが大事であり、市川大野高等学園で実践している。その中でいろいろな機関等で、学校を卒業した子どもたちはいろいろと学んでいる。今年も継続してコンソーシアムが開かれると聞いている。

[取組Ⅴについて] *****

- 委員：取組Ⅴ-「2 特別支援教育に関する研修の充実」では、取組の効果で発達障害と合理的配慮について、並列に書かれているのに違和感がある。
- 委員：千葉県では総合教育センターでしっかり研修をやっているが、あっさり書かれている。表現の仕方を工夫してもいいのではないか。
- 委員：大学を出て特別支援学校で経験をした先生が、特別支援学級に行くことがある。そこで疎外感を感じて、離職してしまう人もいる。そういった特別支援学級の先生の相談窓口を特別支援学校に設けて欲しい。
- 委員：人事交流の先生が自校にいる。その先生が相談役となり、中学校の特別支援教育の重要性を広めてもらっている。人材育成の視点で育てていきたい。
- 委員：中学校区単位で隣の学校の先生方と相談する機会を設けている。校長会でも特別支援教育推進研究会などを開催している。
- 委員：管理職の先生方の理解を期待したい。
- 委員：貴重な意見をこれから生かしていきたい。就学前、卒業後など特別支援教育課だけではできないものもあるので、今後ともいろいろなところと連携して進めていきたい。

[第2次特別支援学校整備計画について]*****

- 委員：児童生徒 270 名となっている。教室が足りない中で、昨年度作業棟を整備していただき、今年度は無事にスタートが切れた。きれいな作業棟で子どもたちも喜んでいる。ありがとうございました。

7 事務連絡

8 閉会